

教育委員会10月臨時会会議録

日 時 平成28年10月3日（月） 午後4時15分から午後4時23分まで

場 所 市役所11階南会議室

(教育委員)

委 員 長	村 山 昌 暢	委員長職務代行者	吉 川 真由美
委 員	湯 澤 晃	委 員	奈 良 知 彦
教 育 長	佐 藤 博 之		

(事務局)

教 育 次 長	関 谷 仁	指導担当次長	塩 崎 政 江
総 務 課 長	小 島 順 子		

教育次長	<p>開会に先立ちまして、本日の会議の運営についてご説明いたします。</p> <p>9月30日をもって、教育委員長としての村山委員さんの任期が満了し、本日の会議を進めていただく委員長が不在となっております。</p> <p>そこで、委員長が選挙されるまでの間、委員長職務代行者である湯澤委員さんに議長をしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、湯澤委員さん、よろしく願いいたします。</p>
委員長職務代行者	<p>これより 前橋市教育委員 10月臨時会 を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p>
委員長職務代行者	<p>日程に入ります前に、9月21日に開催されました教育委員会9月定例会において、吉川委員が職務代行者の職を辞任したことに伴い、私が職務代行者に選任されましたが、本日委員長が決定した後、職務代行者の職を辞任し、改めて職務代行者に当たる者について選任し直したいと考えますが、これにご異議等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
委員長職務代行者	<p>異議のないものと認め、日程第四の座席の指定を日程第五とし、日程第四として「教育委員長職務代行者の指定」を加えることといたします。</p>
委員長職務代行者	<p>日程第一。会期の決定ですが、本会議の会期は、本日一日といたします。</p>
委員長職務代行者	<p>日程第二。会議録署名委員の指名ですが、本日の署名委員に吉川委員と奈良委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
委員長職務代行者	<p>日程第三。教育委員長の選挙を行います。事務局の説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>教育委員長の選挙について、ご説明させていただきます。</p> <p>平成28年9月30日をもちまして、村山委員さんの任期が満了したことに伴い、現在、教育委員長が不在となっております。</p> <p>このため、経過措置による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定に基づき、新たに教育委員長の選挙を行っていただくものでございます。</p> <p>同条第1項は、教育委員会は、委員のうちから委員長を選挙しなければならないと規定しております。</p> <p>任期につきましては、同条第2項で「委員長の任期は、一年とする。</p>

ただし、再選されることができると規定しております。

なお、選挙の方法につきましては、前橋市教育委員会会議規則第2条で、委員長の選挙は、会議においてその方法を定めるものとする規定がございますので、よろしく願いいたします。

委員長職務代行者 選挙の方法についてお諮りいたします。選挙の方法は、指名推選の方法を用いたいと思いますが、異議ありませんか。

(異 議 な し)

委員長職務代行者 異議ないものと認め、委員長の選挙は指名推選の方法を用いることといたします。では、指名者についてお諮りいたします。吉川委員に指名を一任したいと思いますが、異議ありませんか。

(異 議 な し)

委員長職務代行者 異議のないものと認め、指名者を吉川委員とすることに決定いたします。よって、吉川委員に指名を求めます。

吉 川 委 員 教育委員長に、村山委員を推選いたします。

委員長職務代行者 ただいま、教育委員長に村山委員という推選がありました。この指名に異議ありませんか。

(異 議 な し)

委員長職務代行者 異議ないものと認めます。よって、村山委員が教育委員長に選任されました。

委 員 長 教育委員長に選任されました村山です。

私自身にとっても、ためになるところがあると感じております。相変わらず教育のことを知らない人間ではありますが、教育長はじめ事務局の方々にお力添えをいただきながら、また、教育委員の皆様にもご協力をいただきながら、本市の教育にお役に立てるように頑張りたいと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

委 員 長 それでは、私の方で引き続き議事を進行させていただきます。

続いて先ほど日程に追加いたしました、日程第四、委員長職務代行者の指定を行いたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

総務課長 教育委員長職務代行者の指定について、説明をさせていただきます。
経過措置による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、教育委員長職務代行者の指定を行っていただくものでございます。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項は、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う」と規定しております。
この規定に基づきまして、指定していただくものでございます。よろしく願いいたします。

委員長 指定の方法についてお諮りいたします。指定の方法は、委員長選挙に準じて、指名推選の方法を用いたと思いますが、異議ありませんか。

(異 議 な し)

委員長 異議ないものと認め、委員長職務代行者の指定は、指名推選の方法を用いることといたします。それでは、指名者についてお諮りいたします。奈良委員に指名を一任したいと思いますが、異議ありませんか。

(異 議 な し)

委員長 異議ないものと認め、指名者を奈良委員とすることに決定いたします。よって、奈良委員に指名を求めます。

奈良委員 教育委員長職務代行者に吉川委員を推選いたします。

委員長 ただいま、吉川委員という推選がありました。この指名に異議ありませんか。

(異 議 な し)

委員長 異議ないものと認め、吉川委員が教育委員長職務代行者に指定されました。では、就任のご挨拶をお願いいたします。

吉川委員 吉川でございます。引き続きよろしく願いいたします。
先ほど山本市長より辞令交付をいただきまして、その時、教育委員どうですかと聞かれたので、教育とはこれほど奥が深いものだったのかと思っていますというお話をさせていただきました。変化が多い中で私自身至らぬ点もあるかと思いますが、委員の皆様と一緒に委員長を支え、前橋の子ども達のために頑張ってまいりたいと思いますのでどうぞよろ

しくお願いいたします。

委員 長 日程第五。座席の指定を行います。事務局の説明をお願いいたします。

総務課長 座席の指定について、説明をさせていただきます。
教育委員会の席次表をご覧いただきたいと思います。座席の指定については、1番は教育委員長、2番は教育委員長職務代行者、そして5番は教育長となっております。3番と4番については委員さん方の協議により決めていただきたいと思いますが、これまでの慣例によりますと、3番と4番につきましては、在任期間の長い順、在任期間が同じ場合には年齢順ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

委員 長 ただいまの事務局の説明によれば、1番 教育委員長、2番 委員長職務代行者、3番 湯澤委員、4番 奈良委員、5番 教育長となりますが、そのような形でよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

委員 長 それでは、1番 教育委員長、2番 委員長職務代行者、3番 湯澤委員、4番 奈良委員、5番 教育長、以上のとおり指定いたします

委員 長 以上をもちまして、教育委員会10月臨時会を閉会いたします。
(午後4時23分)